

○学校法人近畿大学職員倫理規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人近畿大学（以下「本法人」という。）に勤務する職員の倫理の保持を図るため必要な事項を定める。

(倫理推進・倫理憲章)

第2条 本法人は、社会的責任を果たすため、利害関係者との良好な関係を構築するとともに、法令遵守を通じたコンプライアンスの徹底を基軸として法人倫理を推進するものとする。また、職員自らが本法人の教育目的の達成と使命を遂行すべく、具体的行動指針として学校法人近畿大学倫理憲章を定める。

(目標)

第3条 前条に掲げるコンプライアンスの徹底として、法令遵守及び情報管理を通じ、次の各号を目指す。

- (1) 本法人の信用失墜に繋がる行為等の根絶
- (2) ハラスメントの根絶
- (3) 個人情報管理の徹底

(行動指針)

第4条 本法人の職員が法人倫理を意思決定の根幹として常に行動するための指針について、次のとおり定める。

- (1) 職員は、本法人の職員としての品位を保ち、本法人の名誉又は信用を傷つけるような行為をしてはならない。
- (2) 職員は、本法人の諸規則を遵守し、職場の秩序を守り、誠実にその職務を遂行しなければならない。
- (3) 職員は、他の職員の人格を尊重するとともに親切に指導し、率先してその職務を遂行しなければならない。
- (4) 職員は、職場におけるハラスメントにより、就業環境を害することがないようにしなければならない。
- (5) 職員は、職務上知り得た機密を他に漏らしてはならない。

(責任と権限)

第5条 職員の倫理の保持を図るため、本法人に倫理管理者、倫理監督者及び倫理監督補助者を置く。

- 2 倫理管理者は、法人本部長とし、倫理監督者は各部署の長とする。
- 3 倫理監督補助者は、各部の中で部署の長が指名する者をもって充てる。

(倫理管理者の責務)

第6条 倫理管理者は、この規程に定める事項の実施に関し、次に掲げる責務を負う。

- (1) 職員がこの規程に違反する行為を行った場合には、厳正に対処すること。
- (2) 職員の倫理の涵養及び保持に努めること。

(倫理監督者の責務等)

第7条 倫理監督者は、この規程に定める事項の実施に関し、次に掲げる責務を負う。

- (1) 職員の倫理の保持に関し、職員及び倫理監督補助者からの相談に応じ、必要な指導及び助言を行うこと。
 - (2) 職員の倫理の涵養に関し、職員及び倫理監督補助者に対して、必要な指示ないし指導を行うこと。
- 2 倫理監督者は、その責務の一部を倫理監督補助者に委任することができる。

(倫理監督補助者の責務)

第8条 倫理監督補助者は、この規程に定める事項の実施に関し、次に掲げる責務を負う。

- (1) 所属部署の職員からの相談に応じ、必要な指導及び助言を行うこと。
- (2) 所属部署の職員にこの規程に違反する行為があると思料するときは、速やかに倫理監督者及び監査室長に報告すること。
- (3) 倫理監督者の委任ないし指示に従い、職員の倫理の涵養及び保持に努めること。

(調査結果に対する審議・判定等)

第9条 本法人は、学校法人近畿大学公益通報等に関する規程第9条にある監査室長からの調査結果の報告に基づき、法人倫理違反の有無について審議・判定する組織として、法人倫理委員会を設置する。なお、法人倫理委員会は、本法人の社会的信頼を維持するため、不正・不祥事の防止を目的とした法人倫理及びコンプライアンスの推進を併せて行うものとする。

- 2 法人倫理委員会は、次の各号に掲げる者を委員とする。ただし、通報者及び相談者（以下「通報者等」という。）並びに被通報者（不正を行った、

行っている、又は行おうとしていると通報された者をいう。以下同じ。)と直接の利害関係を有する者は、当該利害関係に係る委員会での審議・判定の権利を有しない。

- (1) 学長
 - (2) 学監
 - (3) 副学長 (学長が指名する副学長1名)
 - (4) 法人本部長
 - (5) 教学本部長
 - (6) 総務部長
 - (7) 人事部長
 - (8) 監査室長
 - (9) その他理事長が指名する者 若干名
- 3 法人倫理委員会の委員長は、前項の委員のうち理事長が指名する者とする。なお、前項但書その他の事由により委員長に事故あるときは、委員長の指名する者をもって充てる。
 - 4 法人倫理委員会の委員長が欠けたときは、遅滞なく新たな委員長を選任するものとする。なお、選任までの間において必要がある場合は、本条第2項にある委員のうち、理事長の指名する委員が代行するものとする。
 - 5 法人倫理委員会は、公益通報等に関する調査委員会から受けた調査結果に基づき、倫理違反の有無について審議をし、その判定を行うものとする。また、近畿大学ハラスメント全学対策委員会(近畿大学ハラスメント全学対策委員会規程に定めるものをいう。)及び研究公正委員会(研究活動上の不正行為等への取扱規程第9条に定めるものをいう。)から、それぞれの判定結果について報告を受け、審議を行うものとする。なお、必要と認める場合は、さらなる調査を行うことができる。
 - 6 法人倫理委員会は、被通報者に対し、判定にあたり弁明の機会を、また判定に対し不服申立ての機会を与えなければならない。なお、弁明及び不服申立ては、書面によることを要しない。
 - 7 法人倫理委員会は、審議・判定により、不正行為等を認定した場合は、速やかに是正措置を講じなければならない。
 - 8 法人倫理委員会は、本条第5項の判定を行った場合、必要に応じて、その内容を理事長及び関係部署に報告するとともに匿名による通報を除き、通報者等に対して被通報者の名誉及びプライバシーに配慮しつつ、当該事実確認の結果ないし是正措置等について通知するものとする。
 - 9 本法人は、公益通報の内容及び是正措置に関し、迅速かつ正確な原因究明に基づく適切な対処によって問題の解決に取り組むとともに、社会への説明

責任を果たすべく、適時に開かれた対応を行い、その必要に応じ適宜公表する。

10 法人倫理委員会の庶務は、監査室法人倫理推進課が行う。

(懲戒)

第10条 法人倫理委員会は、倫理違反行為と判定した被通報者について、その違反事実及びそれに対する判定結果を記載した書面により、学校法人近畿大学職員就業規則、近畿大学医学部・医学部附属病院就業規則又は近畿大学水産研究所・学校法人近畿大学水産養殖種苗センター職員就業規則に規定する懲戒に関する取扱いを求めるものとする。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、職員の倫理に関し必要な事項は、法人倫理委員会の議を経て理事長が定める。

附 則 この規程は、平成24年7月1日から施行する。